

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例について

1 条例制定の背景・目的

国の再生可能エネルギーの利用促進施策として固定価格買取制度が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づいて平成 24 年度に創設されて以来、国内で太陽光発電を中心に設置件数が増加しています。

再生可能エネルギー発電事業を円滑に実施するためには、関係法令やガイドラインを遵守したうえで、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全等に十分配慮し、地域住民に事業について理解を得られるよう努め、適切なコミュニケーションを図ることが重要です。

一方、建築基準法や都市計画法の適用を受けない太陽光発電施設については、事業概要や環境・景観への影響等について、地域住民へ十分な説明がされないまま事業が実施されることによって、景観・眺望の阻害や反射光等による住環境の悪化、土地の形質変更による防災機能の低下、秩序のない土地利用等といった地域住民の不安が解消されず、地域住民と事業者との関係が悪化する事例が全国的に発生しています。

本町においても、太陽光発電施設の設置件数が増加し、同様の事例が発生していることから、太陽光発電施設の設置に必要な事項を定めることで、太陽光発電事業が地域との調和をもって実施され、町民の安全で安心な生活環境の確保及び良好な自然環境と景観の保全を図ることを目的として、条例を制定するものです。

2 条例の概要

項目	内容
(1) 目的 【第 1 条】	この条例は、太陽光発電施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保及び良好な自然環境と景観の保全を図ることを目的としています。
(2) 定義 【第 2 条】	【太陽光発電施設】発電出力が 10 キロワット以上の太陽光発電施設について適用します。ただし、次のいずれかに該当する施設は、適用から除きます。 ①建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの ②設置者の事業所等と併設され、主に自己消費を目的とするもの 【周辺関係者】太陽光発電施設の設置事業に伴い生活環境等に一定の影響を受ける次に掲げる者としてします。 ①事業区域の近隣に居住している者

項 目	内 容
	②事業区域の近隣の土地・家屋の所有者又は使用者 ③事業区域に関する行政区等の代表者
(3) 町、事業者及び町民等の責務 【第3条、第4条、第5条】	【町の責務】 条例の適正かつ円滑な運用が図られる措置を行うものとします。 【事業者の責務】 関係法令及びこの条例の遵守、災害防止、生活環境、景観その他自然環境を損なわないよう十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保たなければなりません。 【町民等の責務】 町民及び周辺関係者は、本条例の目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければなりません。
(4) 太陽光発電施設の設置を抑制する区域 【第6条、第7条】	災害の防止、良好な自然環境等の保全、地域との調和のため、次の区域を太陽光発電施設の設置を抑制する区域として指定します。 ①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ④農業振興地域の区域内にある農用地等 ⑤保安林 ⑥河川区域、河川保全区域 ⑦景観計画区域のうち馬追丘陵区域 ⑧都市計画用途地域のうち各住居専用地域、各住居地域、各商業地域 ⑨埋蔵文化財を包蔵する土地 ⑩鳥獣保護区、特別保護地区
(5) 町との事前協議 【第8条】	事業者は、施設の設置前に町長と事前協議を行うことを義務付けます。この事前協議に対し、町長は必要な指導や助言ができます。
(6) 周辺関係者への説明 【第9条】	事業者は、施設の設置前に周辺関係者へ説明会等の開催など事業計画の周知を義務付け、周辺関係者の理解が得られるよう努めるものとします。事業者は、周辺関係者から出された質問、意見等に対しては、丁寧かつ誠意を持って対応し、更に説明を求められた場合は再度説明会を開催するなどの措置を講じるよう努めなければなりません。 また、説明会等の結果を町長に報告しなければなりません。
(7) 事業計画の届出 【第10条】	①太陽光発電事業を行う場合は、工事着手の60日前までに町長に事業計画の届出をしなければなりません。 ②事業計画届出後速やかに事業区域の見やすい場所に設置工事が完了するまで、工事を周知する標識を設置しなければなりません。 ③事業計画を変更しようとするときは、町長に変更の届出をしなければなりません。
(8) 工事完了届 【第11条】	設置工事が完了したとき、又は中止したときは14日以内に届出をしなければなりません。

項 目	内 容
(9) 廃止届 【第 12 条】	<p>①施設を廃止しようとするときは、廃止予定日の 30 日前までに届出をしなければなりません。</p> <p>②廃止が完了（廃止後に行う措置を含む）したときは、廃止日から 30 日以内に届出をしなければなりません。</p>
(10) 維持管理の義務 【第 13 条】	<p>事業者は、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないように、施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。</p>
(11) 報告の徴収、立入調査 【第 14 条、第 15 条】	<p>施設の状況、事業区域の状況又は維持管理の状況などで調査等が必要になる場合を考慮し、町長が事業者に対し、報告、資料の要求及び事業区域等への立ち入り調査ができる権限を定めています。</p>
(12) 指導、助言及び勧告 【第 16 条】	<p>行政指導等の必要があると判断される場合を考慮し、町長が事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導、助言及び勧告することができる権限を定めています。</p>
(13) 公表 【第 17 条】	<p>事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合を考慮し、町長が事業者名、勧告内容を公表できる権限を定めています。</p>
(14) 国、道への通知 【第 18 条】	<p>町長は、指導、助言及び勧告を行ったときは、その内容を国又は道へ通知することができる権限を定めています。</p>
(15) 防災等の措置 【第 19 条】	<p>事業者は、がけ崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないように擁壁その他の土留施設の設置など、安全上必要な措置を講じなければなりません。</p>
(16) 生活妨害防止の措置 【第 20 条】	<p>事業者は、事業に関し、運行する自動車等による周辺地域住民の生活妨害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。</p>
(17) 災害の復旧 【第 21 条】	<p>事業者は、事業に起因して災害が発生したときは、誠意を持って災害の復旧を行わなければなりません。</p>
(18) 委任 【第 22 条】	<p>この条例で規定する手続き等の様式、方法などを規則で定めることとしています。</p>
(19) 施行期日等 【附則】	<p>①条例の施行日を令和 3 年 7 月 1 日とします。</p> <p>②条例の施行日以後に事前協議を開始する事業者から適用することを定めています。</p> <p>③廃止の届出、維持管理、報告の徴収、立入調査等、指導、助言及び勧告、公表、国又は道への通知、防災等の措置、生活妨害防止の措置、災害の復旧の規定は、施設の設置時期にかかわらず、全ての事業者に適用することを定めています。</p> <p>④既存施設が増設等によって太陽光発電施設の定義に該当することとなるときは、条例の適用となることを定めています。</p>

主な手続き等の流れ

太陽光発電施設を設置する場合は、次の手続きが義務付けられます。

(●は条例に基づく手続き)

●事前協議



●周辺関係者説明会等の開催



周辺関係者の理解を得る

●町長へ説明会等の結果報告



●事業計画の届出（工事着手の60日前）
・事業者の住所、氏名 ・着工、完了年月日 ・所在地、面積
・位置、構造、発電出力 ・維持管理計画 等



●届出後速やかに標識を設置



工事着手

●工事完了届（完了から14日以内）



運転開始

●常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理



●廃止届（廃止の30日前）



●廃止完了届（廃止完了から30日以内）

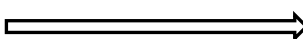
【抑制区域の指定】

町長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全のため特に配慮が必要な区域を抑制区域に指定し、事業者は、抑制区域を事業区域に含まないように十分配慮しなければなりません。

町長が必要に応じて行う措置

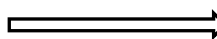
●報告の徴取
●立入調査等
●指導、助言

・指導、助言に従わない
・虚偽の手続き 等



●勧告

・勧告に従わない



●公表

●指導、助言及び勧告を行ったとき、国又は道へ通知

抑制区域として指定する区域

抑制区域	関係法令	理由
① 地すべり防止区域	地すべり等防止法	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定の行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
② 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
③ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
④ 農業振興地域の区域内にある農用地等	農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農業振興を図ることが必要であると認められる地域で、優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
⑤ 保安林	森林法	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
⑥ 河川区域、河川保全区域	河川法	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。

抑制区域	関係法令	理由
⑦ 景観計画区域のうち馬追丘陵区域	景観法	景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
⑧ 都市計画用途地域のうち各住居専用地域、各住居地域、各商業地域	都市計画法	都市計画区域の秩序ある土地利用、都市施設整備等の方針により用途が定められている地域で、良好な住居環境を保護する必要がある。
⑨ 埋蔵文化財を包蔵する土地	文化財保護法	適切かつ円滑な発掘調査や、発掘された遺跡や出土品の有効的な保存・活用を行うために、埋蔵文化財全体を守ることが必要。
⑩ 鳥獣保護区、特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。